

◎在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(令和六年三月三〇日法律第三号)

一、提案理由 (令和六年三月一三日・衆議院外務委員会)

○上川国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることであります。

改正の第二は、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することあります。

改正の第三は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げることあります。

改正の第四は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定することあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定及び子女教育手当の加算額の限度の適用対象年齢の引下げ並びに在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨の改定については、令和六年度予算案に計上しているため、四月一日に実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告 (令和六年三月一九日)

○勝俣孝明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

在外公館として在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設すること、

既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、

在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定すること

などあります。

本案は、去る三月十三日外務委員会に付託され、同日上川外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十五日に質疑を行い、質疑終局後、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告 (令和六年三月二八日)

○小野田紀美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、在外公館名称位置給与法改正案は、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額、在勤手当の月額通貨等を改定することについて規定するものであります。

委員会におきましては、ナイロビに政府代表部を新設する意義、在勤手当を外貨建てで支給することの効果と課題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。